

三鷹駅北口交通環境基本方針の策定に向けた研究会設置要綱

(設置)

第1条 三鷹駅北口交通環境基本方針の策定に向けて、意見を聴取するため、三鷹駅北口交通環境基本方針の策定に向けた研究会（以下「研究会」という。）を設置する。

(所管事項)

第2条 研究会は、次に掲げる事項について意見交換を行い、その結果を市長に報告するものとする。

- (1) 三鷹駅北口の交通環境に係る問題点及び将来のイメージに関すること。
- (2) 三鷹駅北口交通環境基本方針の策定に向けた考え方に関すること。
- (3) その他市長が必要と認めること。

(構成)

第3条 研究会は、三鷹駅北口で事業を営む商店会、法人会、関係する団体（子育て世帯、福祉等に関係する団体をいう。）、公共交通を担う交通事業者等で別表に掲げる団体を代表する者をもって構成する。

(任期)

第4条 研究会の構成員の任期は、この要綱の施行の日から三鷹駅北口交通環境基本方針を策定する日までとする。

(アドバイザー及びオブザーバー)

第5条 研究会にアドバイザー及びオブザーバーを置くことができる。

- 2 アドバイザーは、研究会に出席し、必要な意見を述べることができる。
- 3 オブザーバーは、研究会に出席し、構成員の求めに応じて必要な意見を述べることができる。

(庶務)

第6条 研究会の庶務は、都市整備部まちづくり推進課において行う。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、研究会の運営に関して必要な事項は、市長が定める。

付 則

この要綱は、令和4年7月29日から施行する。

別表（第3条関係）

団体名
東日本旅客鉄道株式会社八王子支社三鷹駅
関東バス株式会社武蔵野営業所

西武バス株式会社上石神井営業所
西武バス株式会社滝山営業所
一般社団法人東京ハイヤー・タクシー協会武・三支部
社会福祉法人武蔵野市民社会福祉協議会
社会福祉法人武蔵野
公益財団法人武蔵野市子ども協会
三鷹駅北口商店会
武蔵野市中央地区商店連合会
八丁商和会
公益社団法人武蔵野法人会